

奈良市公報

第 3 2 3 号

(平成27年11月前半分)

平成28年3月24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告 示

- 奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する告示……………1
- インフルエンザ予防接種の実施の一部改正……………1
- 予防接種の実施の一部改正……………1
- 一般競争入札の実施（2件）……………2
- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………2
- 一般競争入札の実施……………2
- 奈良市空き家バンク設置要綱……………2
- 開発行為に関する工事の完了……………10
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………10
- 障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定……………10
- 児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定……………11
- 住居番号の設定……………11
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出……………11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の辞退の届出……………11
- 平成27年度被表彰者の氏名等……………11
- 放置自転車等の保管……………13
- 一般競争入札の実施（3件）……………13
- 放置自転車等の保管……………14
- 道路の区域の変更……………14
- 道路の供用開始……………14
- 一般競争入札の実施（2件）……………15
- 放置自転車等の保管……………15
- 観光案内所の臨時休館等……………16
- 放置自転車等の保管……………16
- 開発行為に関する工事の完了……………16
- 一般競争入札の実施（2件）……………16
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………17
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………17
- 道路の位置指定……………17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………17
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………17
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………17

- 督促状の公示送達……………18
- 放置自転車等の保管……………18
- 開発行為に関する工事の完了……………19

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………19

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………20
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………20
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………20

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………20

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………21

告 示

奈良市告示第750号

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約の一部を改正する告示

奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会規約（平成25年奈良市告示第442号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第252条の2第1項」を「第252条の2の2第1項」に改める。

附 則

この告示は、平成27年11月1日から施行する。

（平成27年11月1日揭示済）

奈良市告示第751号

平成27年奈良市告示第722号（インフルエンザ予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年11月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

（平成27年11月1日揭示済）

奈良市告示第752号

平成27年奈良市告示第232号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年11月1日

奈良市長 仲川元庸
次のよう省略

(平成27年11月1日揭示済)

奈良市告示第753号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 若草中学校自動火災報知設備改修工事
- (2) 工事場所 奈良市法蓮町1416番地の1
- (3) 工事期間 契約の日から平成28年2月29日まで
- (4) 工事概要 自動火災報知設備改修工事一式
- (5) 予定価格 2,130千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 1,764千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第754号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 近鉄西大寺駅南口駅前広場実施設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西大寺南町地内
- (3) 業務期間 契約の日から平成28年3月25日まで
- (4) 業務概要 設計業務一式 駅前広場A=5,700㎡
- (5) 予定価格 22,900千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 16,785千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第755号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第756号

次のとおり電子入札による一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（中山町西三丁目地内・西部第280号線）ほか15件（各工事の工事件名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第757号

奈良市空き家バンク設置要綱を次のように定める。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市空き家バンク設置要綱

(設置)

第1条 空き家の有効活用を通して、市内への移住・定住促進による地域の活性化を図るため、奈良市空き家バンクを設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 市内に存する空き家に関し、その売却、賃貸等を希望する所有者等から提供を受けた情報を、定住を目的として、空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供し、紹介を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家物件の登録申込等)

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（別記第1号様式）及び市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による物件登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、空き家バンクに登録することが適当と認めるときは、空き家バンク物件登録台帳に登録し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の申込みをした者が暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下

同じ。)であるときは、前項の登録は、行わないものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものについて、当該所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(登録物件の利用者登録申込等)

第5条 前条第2項の規定により登録された空き家(以下「登録物件」という。)の利用又は活用を希望する者は、空き家バンク利用者登録申込書(別記第3号様式)に誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書(別記第4号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による利用者登録の申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該申込者が次の各号のいずれにも該当するときは、空き家バンク利用者登録台帳に登録し、その旨を当該申込者に通知するものとする。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に利用し、地域住民と協調及び連帯できる者
(2) その他市長が空き家バンク利用者として登録することが適当と認めた者

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の申込みをした者が暴力団等であるときは、前項の登録は、行わないものとする。

(登録の有効期間)

第6条 第4条第2項又は前条第2項の規定による登録の有効期間は、2年とする。ただし、再登録を妨げない。

- 2 第4条及び前条の規定は、前項の再登録について準用する。

(変更の届出)

第7条 第4条第2項の規定による登録完了の通知を受けた申込者(以下「空き家物件登録者」という。)は、申込事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第5条第2項の規定による登録完了の通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、申込事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク物件登録台帳の当該空き家に関する登録を抹消し、その旨を当該空き家物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
(2) 申込内容に虚偽があったとき。
(3) 空き家物件登録者から登録抹消の届出があったとき。
(4) 登録の有効期間を経過したとき。
(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用者登録台帳の登録を抹消し、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

- (2) 申込内容に虚偽があったとき。
(3) 利用登録者から登録抹消の届出があったとき。
(4) 登録の有効期間を経過したとき。
(5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(利用申込等)

第9条 登録物件の売買、賃貸借等の交渉を希望する利用登録者(以下「交渉希望者」という。)は、空き家バンク登録物件利用希望申込書(別記第5号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該登録物件の空き家物件登録者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた空き家物件登録者は、登録物件の見学及び売買又は賃貸借の交渉について市担当者及び当該交渉希望者と調整し、その結果について遅滞なく市長に報告しなければならない。

(所有者等と交渉希望者の交渉等)

第10条 空き家物件登録者と交渉希望者の交渉及び契約は、当事者の責任において行うものとし、市は直接関与しないものとする。

(情報提供)

第11条 市長は、必要に応じて、空き家物件登録者及び利用登録者に対して、空き家バンク物件登録台帳及び空き家バンク利用者登録台帳に登録された有用な情報を提供する。

(個人情報の取扱い)

第12条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号)の定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

別記

第1号様式(第4条関係)

空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申込者 住所 〒 _____

ふりがな

氏名 _____ ⑩

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

TEL _____

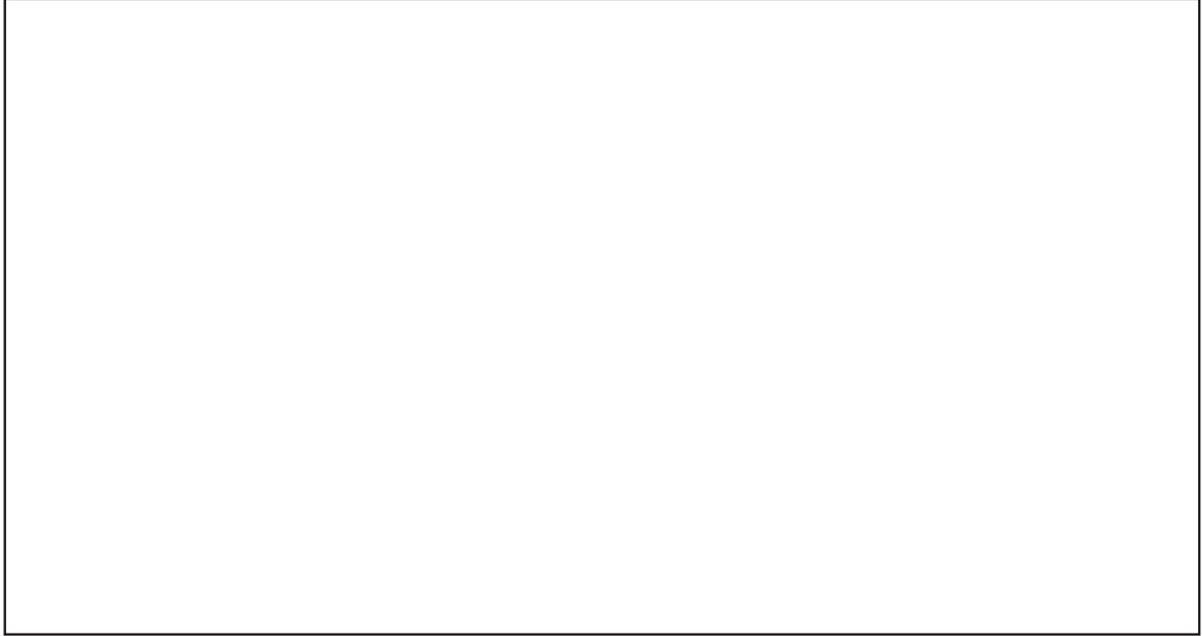
E-Mail _____

私は、空き家バンクの物件登録に当たり、奈良市空き家バンク設置要綱の趣旨等を理解したうえで次のとおり申し込み、奈良市が物件情報を空き家の利用又は活用を希望する者に対して提供することを承諾します。

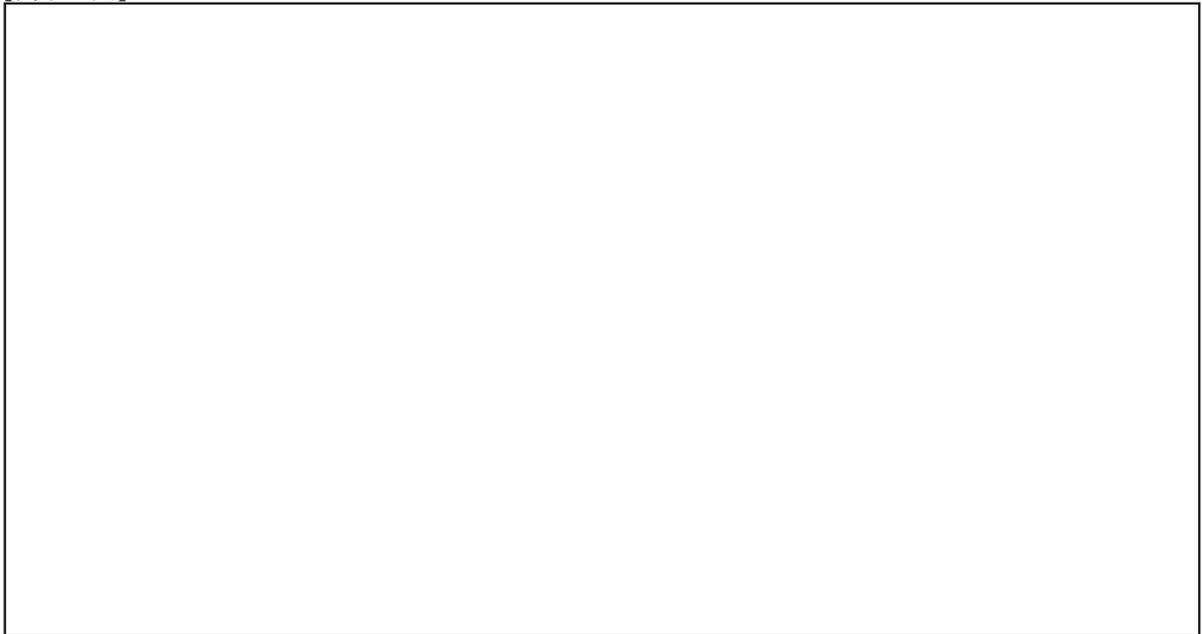
申込者の権利関係	<input type="checkbox"/> 土地及び建物の所有者 <input type="checkbox"/> 建物の所有者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
物件所在地	奈良市	
希望賃料・価格	<input type="checkbox"/> 賃 貸	希望賃料 円/月 敷礼金 円 更新費 円 (期間 年)
	<input type="checkbox"/> 売 却	希望価格 円
物件の概要	用 途	住宅・店舗兼住宅・事務所兼住宅 その他 ()
	構 造	木造・軽量鉄骨造・RC造 階建
	土 地 面 積	m ² (地目: 宅地・雑種地・)
	建 物 面 積	1階 m ² 2階 m ²
	間 取 り	1階 <input type="checkbox"/> 居間(畳) <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 洋室(畳) <input type="checkbox"/> 和室(畳) <input type="checkbox"/> その他() 2階 <input type="checkbox"/> 洋室(畳) <input type="checkbox"/> 和室(畳) <input type="checkbox"/> その他() その他 ()
	建 築 時 期	年 月頃
	電 気	<input type="checkbox"/> 引き込み有 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ガ ス	<input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> その他 ()
	風 呂	<input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他 ()
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他 ()
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他 ()
	ト イ レ	<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り (<input type="checkbox"/> 和式 / <input type="checkbox"/> 洋式)
	駐 車 場	有 (台) ・ 無
	庭・菜園	有 (m ²) ・ 無
	補修の要否	<input type="checkbox"/> ほぼ不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修必要
そ の 他		
空き家になった時期	年 月頃	
情 報 公 開	ホームページ上に 公開可 ・ 部分公開可 ()	
相 手 方 へ の 要 望		

※ 当該物件の位置図・間取り図等、詳細な資料がある場合は次ページに添付してください。(別紙可)

【位置図】



【間取り図】



※ 申込書に記載された個人情報は、奈良市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

(担当者記入欄)

登録受付日	年 月 日	担当者	(特記事項)
現場確認日	年 月 日	担当者	
登録抹消日	年 月 日	担当者	

第2号様式（第4条関係）

市税納付状況調査書兼暴力団等の排除に関する同意書

奈良市空き家バンクに係る申込みに当たり、私の市税の納入状況について、申請の審査のために必要な限度において、調査されることに同意します。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、空き家バンク物件登録申込書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。

年 月 日

(宛先) 奈良市長

現住所：

物件所在地：

(ふりがな)

氏名：

印

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申込者 住所 〒 _____

氏名 _____ (印)

TEL _____

E-Mail _____

空き家バンク利用者登録申込書

私は、空き家バンクの利用に当たり、奈良市空き家バンク設置要綱の趣旨等を理解したうえで、次のとおり申し込みます。

利用目的	住宅 ・ 店舗兼住宅 ・ 事務所兼住宅 ・ その他 ()			
同居する 家族構成	氏名	続柄	生年月日	職業等
		本人		
希望する物件の条件等	価格	賃借 (家賃 円/月) 購入 (価格 円)		
	希望地域・立地条件			
	間取り・広さ			
	築年数	築 年以内 ・ 特に指定しない		
	その他			
移住を希望する理由				
その他希望事項				

※ 申込書に記載された個人情報は、奈良市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

(担当者記入欄)

登録受付日	年 月 日	担当者	(特記事項)
登録抹消日	年 月 日	担当者	

第4号様式（第5条関係）

(宛先) 奈良市長

誓約書兼暴力団等の排除に関する同意書

私は、空き家バンクの利用に当たり、奈良市空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨を理解したうえで申し込み、申込書記載事項に偽りはなく、同要綱第5条に規定する条件等に抵触することのないことを誓約します。

なお、空き家バンクで得た情報については、私自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家等を利用することとなったときは、居住地域の生活文化や自然環境への理解を深め、地域住民との協調連帯に努めることを誓います。

また、奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、空き家バンク利用者登録申込書に記載された者が、暴力団員等であるか否かの確認のため、奈良県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意します。なお、申込記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

申込者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申込者 住所 〒 _____
氏名 _____ (印)
TEL _____
E-Mail _____

空き家バンク登録物件利用希望申込書

奈良市空き家バンク設置要綱第9条の規定により、次のとおり登録物件の利用を申し込みます。

希望物件番号	第 号
物件所在地	奈良市
この物件を希望した理由	
予定している活用方法や条件等	

※ 申込書に記載された個人情報は、奈良市個人情報保護条例の規定に基づき取り扱い、本事業の目的以外には利用いたしません。

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年4月13日 奈良市指令都整開 第14A-52号
平成27年10月13日 奈良市指令都整開 第14A-52-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成27年11月2日 第1497号
公共施設 平成27年11月2日 第707号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市肘塚町149番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市四条大路二丁目2番10号
株式会社ヤマトコーポレーション
代表取締役 米田 真人

5 公共施設の種類、位置及び区域

- (1) 道路
奈良市肘塚町149番1の一部
- (2) 下水道
奈良市肘塚町149番1の一部
- (3) 公園
奈良市肘塚町149番1の一部
- (4) 調整池
奈良市肘塚町149番1の一部
- (5) 管路敷地
奈良市肘塚町149番1の一部

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第759号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年11月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107088	奈良市五条西一丁目36-16 坂本ハイツA103号	みぎわ訪問介護	奈良市学園南三丁目14番12号	特定非営利活動法人みぎわ	平成27年11月1日
2970107112	奈良市六条西三丁目25番4号	たんぼぼ生活支援センター	奈良市六条西三丁目25番4号	社会福祉法人わたぼうしの会	平成27年11月1日
2970107096	奈良市帝塚山二丁目21番21号	ヘルパーステーションアンジェロ	奈良市帝塚山二丁目21番21号	医療法人あすか会	平成27年11月1日
2970107120	奈良市神殿町292番地2	デイサービスどんぐり	奈良市神殿町292番地2	株式会社心木	平成27年11月1日
2970107104	奈良市帝塚山南四丁目11-7	福祉サービスセンター・あいびす	奈良市西木辻町91番地4号	特定非営利活動法人アメンティ・ライフサポート・アシスト	平成27年11月1日

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市告示第760号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号

- 1 指定年月日 平成27年11月1日

に規定する指定特定相談支援事業者を指定しましたので、同法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年11月4日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2930100678	特定非営利活動法人ならサポートワークラボ	631-0816	奈良県奈良市西大寺本町2-20-201	わーく	631-0816	奈良県奈良市西大寺本町2-20-201	計画相談支援

2930100686	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11	計画相談支援
------------	--------------	----------	----------------------	--------------	----------	----------------------	--------

(平成27年11月4日揭示済)

奈良市告示第761号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

1 指定年月日 平成27年11月1日

たので、同法第24条の37第1項第1号の規定に基づき告示します。

平成27年11月4日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101149	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11	株式会社ハッピースマイル	630-8036	奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11	障害児相談支援

(平成27年11月4日揭示済)

(平成27年11月4日揭示済)

奈良市告示第762号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年11月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

奈良市告示第763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年11月5日

奈良市長 仲川元庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	あすなろ薬局	奈良県奈良市学園北一丁目13-8	平成27年10月15日
新	あすなろ薬局 学園前店	奈良県奈良市学園北一丁目13-8	

(平成27年11月5日揭示済)

定介護機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年11月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第51条第1項の規定により指

指定介護機関		辞退した施設又は辞退した事業の種類	辞退年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年10月1日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人小川会 おがわ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20		
医療法人小川会	奈良県奈良市六条二丁目3-20		

(平成27年11月5日揭示済)

平成27年11月5日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第765号

奈良市表彰条例（昭和33年奈良市条例第1号）第7条の規定に基づき平成27年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

有功表彰の部（15名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
植松 滋子	奈良市秋篠新町	条例第3条第1項第4号
須藤 幸治	奈良市法華寺町	条例第3条第1項第4号
岡本 トヨ子	奈良市法蓮町	条例第3条第1項第5号
中野 重宏	奈良市高畑町	条例第3条第1項第5号
松岡 泰夫	奈良市雑司町	条例第3条第1項第6号
吉村 正利	奈良市法蓮町	条例第3条第1項第6号
西田 輝吉	奈良市大宮町二丁目	条例第3条第1項第6号
竹村 健	奈良市東九条町	条例第3条第1項第6号
大木 博	奈良市二名平野一丁目	条例第3条第1項第6号
稲崎 孝	奈良市八島町	条例第3条第1項第6号
今中 康裕	奈良市法蓮町	条例第3条第1項第6号
内藤 正孝	奈良市三松一丁目	条例第3条第1項第6号
辻田 浩之	奈良市東九条町	条例第3条第1項第6号
虎杖 徳明	奈良市出屋敷町	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部（57名、内14名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
染川 昌弘	奈良市中山町	条例第4条第1号
東條 美法	奈良市西千代ヶ丘三丁目	条例第4条第1号
大原 敏敬	奈良市鶴舞西町	条例第4条第1号
井倉 敏夫	奈良市柳生下町	条例第4条第1号
上田 全宏	奈良市三碓五丁目	条例第4条第1号
奥田 晃	奈良市山陵町	条例第4条第1号
熊谷 弘子	奈良市西登美ヶ丘七丁目	条例第4条第1号
大植 潔	奈良市朱雀五丁目	条例第4条第1号
中谷 宗俊	奈良市紀寺町	条例第4条第3号
上田 忠雄	奈良市春日野町	条例第4条第3号
大西 利夫	奈良市川上町	条例第4条第3号
狭川 利彦	奈良市法蓮町	条例第4条第3号
中西 保博	奈良市登大路町	条例第4条第3号
岡堅 英幸	奈良市椿井町	条例第4条第3号
片山 俊博	奈良市大安寺一丁目	条例第4条第3号
橋本 武司	奈良市西大寺小坊町	条例第4条第3号
東 和彦	奈良市法華寺町	条例第4条第4号
生駒 邦子	奈良市川上町	条例第4条第4号
藤井 久子	奈良市大宮町一丁目	条例第4条第4号
秋吉 美由紀	奈良市法華寺町	条例第4条第4号
井戸 芳樹	奈良市朱雀四丁目	条例第4条第4号
西岡 一雄	桜井市	条例第4条第4号
三井田 康記	奈良市薬師堂町	条例第4条第4号

氏名	住所	事績
門野 文彦	奈良市西大寺国見町二丁目	条例第4条第4号
今北 健一	奈良市狭川東町	条例第4条第5号
小島 清	奈良市田中町	条例第4条第5号
堀内 眞治	奈良市尼辻南町	条例第4条第5号
南 幹夫	奈良市大慈仙町	条例第4条第5号
北森 清太	奈良市茗荷町	条例第4条第5号
新谷 修一	奈良市丹生町	条例第4条第5号
村上 健一	奈良市東九条町	条例第4条第5号
米田 和功	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第5号
岩本 寿成	奈良市東九条町	条例第4条第5号
三木 清司	奈良市般若寺町	条例第4条第5号
親木 茂実	奈良市中町	条例第4条第5号
青山 昭典	奈良市四条大路南町	条例第4条第6号
濱中 康弘	京都府木津川市	条例第4条第6号
宮田 寛子	奈良市学園大和町二丁目	条例第4条第6号
中川 年子	奈良市般若寺町	条例第4条第6号
植村 武博	奈良市般若寺町	条例第4条第6号
大熊 紘	奈良市高畑町	条例第4条第6号
村上 靖子	奈良市三松二丁目	条例第4条第6号
辰巳 鈴子	奈良市紀寺町	条例第4条第6号

善行表彰の部（2名、内1名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例第5条第1号

(平成27年11月5日揭示済)

奈良市告示第766号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月5日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年11月5日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成27年11月5日揭示済)

奈良市告示第767号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名
奈良市都祁交流センターで使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間
平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

（平成27年11月6日揭示済）

奈良市告示第768号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名
奈良市都祁体育館で使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間
平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

（平成27年11月6日揭示済）

奈良市告示第769号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

より公告します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件名
奈良市都祁行政センターで使用する電力調達
- (2) 電力調達の数量及び特質
別紙仕様書のとおり
- (3) 調達場所
別紙仕様書のとおり
- (4) 調達期間
平成28年3月1日0時から平成29年2月28日24時まで
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

以下省略

（平成27年11月6日揭示済）

奈良市告示第770号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月6日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成27年11月6日揭示済）

奈良市告示第771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第348号線	七条一丁目2292番1地先から 七条一丁目2315番6地先まで	前	1.80~5.00	15.2	
		後	6.00~6.30	15.2	

（平成27年11月6日揭示済）

奈良市告示第772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)	備 考
中部第348号線	七条一丁目460番2地先から	七条一丁目462番地先まで	L = 15.2 W = 6.00~6.30	

(平成27年11月6日揭示済)

電話 0742-34-4857

奈良市告示第773号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物件名 奈良市公用車管理システム等賃貸借
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市役所北棟1階管財課公用車管理係室
奈良市二条大路南一丁目1番1号
- (4) 納入期限 平成28年2月29日
- (5) 担当課 奈良市総務部管財課

以下省略

(平成27年11月6日揭示済)

奈良市告示第774号

自動販売機設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年11月6日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付
- 2 貸付期間 平成28年1月7日から平成32年10月31日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
⑬	西部生涯スポーツセンターコート	クラブハウス前	1.33㎡	1 (缶・PET)	833,333円
	南部生涯スポーツセンター体育館	玄関ホール	1.79㎡	1 (缶・PET)	
	東福祉センター	1階 階段前	1.33㎡ (缶・PET) 0.88㎡ (カップ麺)	1 (缶・PET) 1 (カップ麺)	
	西福祉センター	1階 ラウンジ	1.58㎡ (缶・PET) 0.88㎡ (カップ麺)	1 (缶・PET) 1 (カップ麺)	
	北福祉センター	手洗い横	1.33㎡ (缶・PET) 0.88㎡ (カップ麺)	1 (缶・PET) 1 (カップ麺)	
	南福祉センター	自販機コーナー	1.24㎡ (カップ) 1.33㎡ (缶・PET) 0.88㎡ (カップ麺)	1 (カップ) 1 (缶・PET) 1 (カップ麺)	
	都祁福祉センター	ロビー	0.89㎡	1 (紙パック)	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、4年10ヶ月間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

以下省略

(平成27年11月6日揭示済)

奈良市告示第775号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月9日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月8日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年11月9日揭示済)

奈良市告示第776号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

平成27年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 休館日

施設名	休館日
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成27年12月29日
奈良市JR奈良駅観光案内所	平成27年12月30日
奈良市総合観光案内所	平成27年12月29日
奈良市観光センター	平成27年12月30日

2 開館時間の変更

平成27年12月31日及び平成28年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	平成27年12月31日 午後5時から午後12時まで 平成28年1月1日 午前0時から午前6時まで
奈良市総合観光案内所	及び午前9時から午後9時まで (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)

(平成27年11月10日揭示済)

奈良市告示第777号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月10日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年11月10日揭示済)

奈良市告示第778号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備

部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年11月10日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年9月29日 奈良市指令都整開 第15A-18号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年11月10日 第1498号

公共施設 平成27年11月10日 第708号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大宮町三丁目164番5及び164番8

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市山本町北3丁目1番28号

森田殖産株式会社 代表取締役 森田規子

5 公共施設の種類の、位置及び区域

(1) 道路

奈良市大宮町三丁目164番8

(平成27年11月10日揭示済)

奈良市告示第779号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良の食プロジェクト 古都華PR事業

(2) 詳細 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成28年3月25日（金）まで

(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成27年11月11日揭示済)

奈良市告示第780号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年11月11日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 奈良市大和茶・日本酒海外戦略事業

(2) 詳細 別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から平成28年3月31日（木）まで

(4) 担当課 奈良市総合政策部奈良ブランド推進課
電話 0742-34-5172

以下省略

(平成27年11月11日揭示済)

奈良市告示第781号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありました		したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成27年11月11日 奈良市長 仲川元庸			
医療機関の名称		医療機関の所在地		休止年月日	
門野内科胃腸科医院		奈良県奈良市右京四丁目13-21		平成27年8月1日	
(平成27年11月11日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成27年11月11日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第782号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の					
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類		指定年月日	
名称 所在地					
開設者					
名称 主たる事務所の所在地					
奈良会営業局		居宅 居宅療養管理指導		平成27年11月1日	
一般社団法人 奈良県薬剤師会		介護予防 居宅療養管理指導			
奈良県奈良市紀寺町673-1					
奈良県橿原市久米町926番地					
(平成27年11月11日揭示済)					
奈良市告示第783号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。 平成27年11月11日 奈良市長 仲川元庸		道路の幅員		最大6.00m 最小6.00m	
		道路の延長		48.10m	
		指定年月日		平成27年11月11日	
		指定番号		第H2617号	
		(平成27年11月11日揭示済)			
申請者住所		八尾市光町一丁目36番地			
申請者氏名		マツダホーム株式会社 代表取締役 松田 泰彰			
道路の位置		奈良市秋篠町713番の一部			
奈良市告示第784号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。 平成27年11月12日 奈良市長 仲川元庸					
医療機関の名称		医療機関の所在地		廃止年月日	
Mキッズクリニック		奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目11番12号		平成27年9月30日	
(平成27年11月12日揭示済)		定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成27年11月12日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第785号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規					
医療機関の名称		医療機関の所在地		指定年月日	
Mキッズクリニック		奈良県奈良市西登美ヶ丘二丁目11番12号		平成27年10月1日	
(平成27年11月12日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。 平成27年11月12日 奈良市長 仲川元庸			
奈良市告示第786号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の					

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
みぎわ訪問介護	奈良県奈良市五条西一丁目36-16 坂本ハイツA103号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年11月1日
特定非営利活動法人みぎわ	奈良県奈良市学園南三丁目14番12号		
たんぽぽ生活支援センター	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号	居宅 訪問介護	平成27年11月1日
社会福祉法人わたぼうしの会	奈良県奈良市六条西三丁目25番4号		
ヘルパーステーションアンジェロ	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年11月1日
医療法人あすか会	奈良県奈良市帝塚山二丁目21番21号		
デイサービスどんぐり	奈良県奈良市神殿町292番地2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成27年11月1日
株式会社心木	奈良県奈良市神殿町292番地2		
福祉相談サービスセンター・あいびす	奈良県奈良市帝塚山南四丁目11-7	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年11月1日
特定非営利活動法人アメニティー・ライフサポート・アシスト	奈良県奈良市西木辻町91番地4号		

(平成27年11月12日揭示済)

奈良市告示第787号

平成27年度市・県民税第1期分、第2期分、軽自動車税全期分、固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成27年度市・県民税	第1期分	平成27年7月17日	平成27年7月31日
平成27年度市・県民税	第2期分	平成27年9月18日	平成27年9月30日
平成27年度軽自動車税	全期分	平成27年6月19日	平成27年6月30日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成27年5月20日	平成27年6月1日
平成27年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成27年8月20日	平成27年8月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成27年12月1日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成27年11月13日揭示済)

奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第788号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年11月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年11月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年11月13日揭示済)

奈良市告示第789号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成27年11月13日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成27年6月29日 奈良市指令都整開 第15A-5号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成27年11月13日 第1499号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中町3813番17及び3813番18

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市中町3813番地の18

大幸 豊悦

奈良市中町3813番地の18

大幸 奈都

(平成27年11月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成27年11月4日

奈良市監査委員 中村 勝三郎

同 中本 勝

同 横井 雄一

同 山口 裕司

男女共同参画課

監査結果公表日 平成25年12月26日

(奈良市監査委員告示第18号)

措置結果通知日 平成27年9月28日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 男女共同参画センターの施設の使用承認を受け	(1) 平成26年1月から、男女共同参画センターの施設

ようとする者は、奈良市男女共同参画センター条例施行規則第4条第3項の規定により、使用日の前日までに当該使用承認の申請を行わなければならないことになっている。しかし、平成25年度の上半期の申請のうち、使用日の当日に申請が行われたものが見受けられた。同項の規定のとおり事務処理を行われない。

(2) 男女共同参画センターの調理室の使用区分は、奈良市男女共同参画センター条例別表の規定では、午前(9時から14時までのうちの任意の4時間)と午後(15時から20時までのうちの任意の4時間)の2つの区分の使用時間となっている。しかし、平成25年度の上半期の調理室の使用承認の申請のすべてで、この区分を超えた使用承認を行っていた。同表の規定のとおり事務処理を行われない。

設の使用承認申請の受付の際には、申請者に受付期間の記載がある使用説明書を示しながら、申請日を確認した上で受付を行い、使用承認を行うようにしました。

(2) 平成26年6月から、男女共同参画センターの調理室の使用申請については、申請時に申請者に対して奈良市男女共同参画センター条例別表に定められた使用時間の区分を説明した上で受付を行い、使用承認を行うようにしました。

土地改良清美事務所

監査結果公表日 平成27年3月30日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成27年10月16日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 管理している公用車(業務用車)15台の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、毎日、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者(土地改良清美事務所長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、そのうち9台について運転報告書が作成されていなかった。また、別の3台については、独自様式の公用車運転日報が作成されていたが、記載内容に不備があり、公用車管理者への提出も行われていなかった。残りの3台についても、同規則別記第7号様式に定める運転報告書は作成されていたが、記載内容に不備があり、公用車管理者への提出も行われていなかった。公用車を使用したときは、	(2) 平成27年9月1日現在管理している公用車(業務用車)15台の運転報告書については、公用車(業務用車)を使用した場合、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、翌日までに公用車管理者に提出するようにしました。

同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、翌日までに公用車管理者に提出するよう改められたい。

(平成27年11月4日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第83号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年11月2日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

口径200耗配水支管改良工事、奈良市鶴舞西町地内ほか3件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
押熊第1幹線-85	奈良市押熊町1292番10	奈良市押熊町1294番1	①
あやめ池北幹線-157	奈良市西大寺赤田町二丁目985番1	奈良市西大寺赤田町二丁目975番2	②
あやめ池北幹線-158	奈良市西大寺赤田町一丁目974番3	奈良市西大寺赤田町一丁目974番3	②
西大寺南幹線-267	奈良市西大寺芝町二丁目2071番1	奈良市西大寺芝町二丁目2071番4	③
六条第1幹線-96	奈良市六条西三丁目1213番2	奈良市六条西三丁目1355番2	④
六条第1幹線-97	奈良市六条西二丁目1537番495	奈良市六条西二丁目1537番18	⑤

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成27年11月2日揭示済)

奈良市企業局告示第85号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年11月11日

奈良市公営企業管理者
池田 修

以下省略

(平成27年11月2日揭示済)

奈良市企業局告示第84号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成27年11月2日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年11月2日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年11月16日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、西大寺赤田町二丁目、西大寺赤田町一丁目、西大寺芝町二丁目、六条西三丁目及び六条西二丁目の各一部
- 2-2 公共汚水桝設置申請書に伴う未供用箇所
奈良市学園赤松町3623番1、中山町1504番1、1504番3、西大寺芝町二丁目2071番7、奈良阪町2099番1、2099番2、2100番1、2100番2、四条大路四丁目33番18

名称	代表者氏名	所在地	届出日
今堀水道工業株式会社	代表取締役 井上 昌司	京都府木津川市木津 南後背159番18	平成27年 11月9日

(平成27年11月11日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第34号

平成27年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成27年11月5日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日 時

平成27年11月10日(火)
午前9時30分から

2 場所
教育センター 9階 9-1会議室

3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 平成27年度12月補正予算要求について
議事
議案第39号 奈良市児童生徒就学援助費支給規則について
議案第40号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則について
議案第41号 奈良市社会教育委員の委嘱について
議案第42号 奈良市公民館条例の一部改正について
議案第43号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (西部公民館学園大和分館)
議案第44号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (南部公民館精華分館)
議案第45号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (南部公民館東九条分館)
議案第46号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (南部公民館明治分館)
議案第47号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (三笠公民館大安寺西分館)
議案第48号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (田原公民館横田分館)
議案第49号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (田原公民館水間分館)
議案第50号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (田原公民館袖ノ川分館)
議案第51号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (富雄公民館元町分館)
議案第52号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館興ヶ原分館)
議案第53号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館邑地分館)
議案第54号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館丹生分館)
議案第55号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (柳生公民館北野山分館)
議案第56号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (若草公民館佐保分館)
議案第57号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館東里分館)
議案第58号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館狭川分館)
議案第59号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (興東公民館大平尾分館)
議案第60号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について (春日公民館西木辻分館)
議案第61号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ

いて (春日公民館大安寺分館)
議案第62号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (春日公民館済美南分館)
議案第63号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (二名公民館二名分館)
議案第64号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (二名公民館西登美ヶ丘分館)
議案第65号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (京西公民館平松分館)
議案第66号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (伏見公民館あやめ池分館)
議案第67号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (平城公民館歌姫分館)
議案第68号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (飛鳥公民館白毫寺分館)
議案第69号 公の施設の指定管理者の候補者の選定につ
いて (都跡公民館佐紀分館)
議案第70号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱について
その他
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 10月～11月
傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年11月5日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第22号

奈良市農業委員会平成27年11月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成27年11月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 中田武文

- 日時
平成27年11月13日(金) 午後1時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(10月専決処理分)
(4) 知事許可について(10月許可分)
(平成27年11月6日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。